

訪問介護重要事項説明書

訪問介護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号8条に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

1・担当事業所の名称

事業所の名称	ふれあいタウン訪問介護事業所
指定番号	1770107306
所在地	金沢市有松2丁目4番32号
連絡先（電話番号）	電話 076-245-5601
	FAX 076-241-3561
相談担当者	寺井 久
当該事業者の通常の事業の実施区域	金沢市 ・ 野々市市

2・担当事業所の従業員の職種、職務内容、員数及び勤務体制

職 種	職 務 内 容	員 数	勤 務 体 制
管 理 者	従 業 者 の 管 理	1	常 勤 1
サービス提供責任者 訪問事業責任者	訪問介護計画書の作成	6	常 勤 5
	サービス内容の管理		非 常 勤 1
訪 問 介 護 員	ヘルパー業務	15人以上	常勤 5
			非常勤 10 以上

※介護福祉士7名

3・事業所の営業日及び営業時間

営業日 年中無休

営業時間 24時間(通常は8:00～18:00)

4・サービス利用に関する留意事項

サービスを行う訪問介護員について

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

・訪問介護員等は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示致します。

訪問介護員の交代

・利用者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

但し、利用者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

・事業者からの訪問介護員の交代

事業所の都合により、訪問介護員を交代することがあります。

訪問介護員を交代する場合は、利用者及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように致します。

5・訪問介護の内容及び利用料

介護保険報酬のとおりに(令和8年6月1日より)

利用料のめやす

訪問介護

特定事業所加算 IIを含む

身体介護1	268 単位
身体介護2	426 単位
身体介護3	624 単位
生活援助2	197 単位
生活援助3	242 単位
身体1生活1	340 単位
身体1生活2	411 単位
身体2生活1	497 単位
身体2生活2	569 単位
身体2生活3	640 単位
初回加算(初回月のみ)	200 単位
緊急時対応加算	100 単位

(特定事業所加算IIの要件)

①すべての訪問介護員に、訪問介護員ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施する。

②利用者に関する情報、サービスにあたっての留意事項の伝達または訪問介護員の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する。

③サービス提供責任者が訪問介護員に対し、利用者の情報や留意事項を伝達するとともにサービス終了後、訪問介護員より適宜報告を受ける。

④すべての訪問介護員に対し、健康診断を定期的に実施する。

⑤緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。

⑥訪問介護員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上である。

介護予防型訪問サービス

介護予防型訪問サービスⅠ(週1回程度)	1,176単位	※事業対象者、要支援2のみ
介護予防型訪問サービスⅡ(週2回程度)	2,349単位	
介護予防型訪問サービスⅢ(週2回を超える)	3,727単位	
初回加算(初回月のみ)	200単位	

基準緩和型訪問サービス

基準緩和型訪問サービスⅠ(週1回程度)	941単位	※事業対象者、要支援2のみ
基準緩和型訪問サービスⅡ(週2回程度)	1,879単位	
基準緩和型訪問サービスⅢ(週2回を超える)	2,982単位	
初回加算(初回月のみ)	200単位	

※月々の利用料は合計単位数に介護職員等処遇改善加算(Ⅰ口)28.7%を加算し、金沢市の報酬単価@10.21円をかけた金額×1割(または2割または3割・負担割合証の割合による)。

※8:00～18:00以外の時間帯は割増料金となります。

6・緊急時・事故発生時の対応

ご利用者様の急病や急変時にはすみやかに主治医への連絡を行い、その指示に従い的確・迅速に対応します。また、必要なときには親族の方にも連絡します。

介護事故発生時は速やかに家族・保険者に連絡をとるとともに必要な措置を講じます。

あいおいニッセイ同和損保 0120-985-024(フリーダイヤル)

7・苦情解決

苦情解決のため、苦情解決責任者、苦情解決担当者、第三者委員会を置く。

- | | | | |
|-----|---------|---------------|--------------|
| (1) | 苦情解決責任者 | 管理者 | |
| (2) | 苦情受付責任者 | サービス提供責任者 | 電話番号 |
| (3) | 第三者委員会 | 西村 修一 (社会福祉士) | 076-232-2718 |
| | 〃 | 市原 明子 (社会福祉士) | 076-216-5282 |

尚、事業所以外に、下記の機関にも申し立てることができます。

- | | |
|---------------------|--------------|
| 金沢市介護保険課 | 076-220-2264 |
| 野々市市介護長寿課 | 076-227-6066 |
| 石川県国民健康保険団体連合会(国保連) | 076-231-1110 |
| 石川県福祉サービス運営適正化委員会 | 076-234-2556 |

8・キャンセル料

サービス利用開始の前日までに中止の連絡がない場合はキャンセル料として一回につき、1,400円を頂く場合がございますのでご了承下さい。

9.第三者評価の実施状況

第三者による評価は受審しておりません。

10.権利擁護および虐待防止

権利擁護および虐待防止のため、権利擁護および虐待防止等責任者を置く。

権利擁護および虐待防止等責任者 管理者

11.業務継続計画の策定等

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の営業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行います。また、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対しこの書面に基づき重要事項を説明しました。

株式会社クオリス
代表取締役 雨田 武史
ふれあいタウン訪問介護事業所
氏名 印

私は、この書面に基づき、事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護の提供開始に同意します。

氏名